

省庁別財務書類の試作基準について

平成15年12月12日

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会

省庁別財務書類の試作について

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会
平成 15 年 12 月 12 日

平成 15 年 6 月 30 日、財政制度等審議会において取りまとめられた「公会計に関する基本的考え方」において、財務書類として開示すべき情報に関する今後の新たな取り組みの一つとして、「省庁別財務書類の作成の取り組み」が挙げられている。

省庁別財務書類の作成目的は、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である各省庁ごとのフローとストックの財務書類を作成し、各省庁の説明責任の履行及び行政効率化を進めようとするものである。

この省庁別財務書類の作成に必要となる会計基準の策定については、「公会計に関する基本的考え方」において、特別会計の財務書類の基準策定の経験を生かし、公企業会計小委員会において検討を行うこととされた。

当小委員会では、省庁別財務書類を作成するにあたっての主要な論点の検討を行うとともに、会計専門家等で構成する公企業会計ワーキンググループでの具体的な会計処理基準の検討を踏まえ、今般、「省庁別財務書類の試作基準」として取りまとめを行ったものである。

省庁別財務書類の試作基準は、特別会計の「新たな特別会計財務書類の作成基準」を基本としつつ、財務書類の体系や様式、省庁間での財源や公債の配分等の一般会計固有の論点を中心に検討を行った上で取りまとめたものであり、一般会計の特性を踏まえたものとなっている。

今後、省庁別財務書類の試作結果を踏まえ、試作基準の見直しを行うほか、特殊法人等との連結の基準についても検討を行った上で、省庁別財務書類の作成基準の取りまとめに向け、引き続き検討を進めていく必要がある。

省庁別財務書類の試作基準について

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会
公企業会計ワーキンググループ
平成 15 年 12 月 5 日

1. 省庁別財務書類の検討経緯及び作成目的

(1) 省庁別財務書類の検討経緯

平成 15 年 6 月 30 日、財政制度等審議会において取りまとめられた「公会計に関する基本的考え方」において、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化・適正化を促すため、「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めること」とされ、省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示された。

(2) 省庁別財務書類の作成目的

「公会計に関する基本的考え方」に示されているように、省庁別財務書類は、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的として、企業会計の考え方及び手法を活用して作成するものである。

2. 公企業会計小委員会での検討

(1) 公企業会計小委員会での検討経緯

「公会計に関する基本的考え方」において、「省庁別財務書類に必要となる会計基準の策定については、特に、一般会計の事業に関する会計基準の検討が必要となるが、これについては、特別会計の基準策定の経験を生かし、それとの整合性を含め、「公企業会計小委員会」において行うことが適当である」とされ、公企業会計小委員会において、省庁別財務書類の作成基準の検討を行うこととされた。

なお、省庁別財務書類の具体的な作成基準については、会計専門家等で構成される公企業会計ワーキンググループにおいて検討を行った。

(2) 公企業会計ワーキンググループにおける検討

公企業会計ワーキンググループにおいては、平成 15 年 9 月 26 日に第 1 回目の会議を開催し、その後 10 回にわたり、省庁別財務書類の作成に向けて検討を行った。省庁別財務書類の作成基準の内容としては、「新たな特別会計財務書類の作成基準」を基礎とし、省庁別財務書類の体系・様式等、税収入等の財源や負債計上される公債の各省

庁への配分等一般会計に固有な論点を中心に検討を行った。

なお、適宜、公企業会計小委員会との合同会議や公会計基本小委員会との合同会議も開催し、検討を行った。

3．省庁別財務書類の試作基準の基本的考え方等

(1) 省庁別財務書類の作成単位等

省庁別財務書類は、予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的としており、また、予算書・決算書との整合性を確保する必要があることから、予算・決算における最も基礎的な単位である所管を作成単位とすることとした。

なお、省庁別財務書類は、行政府の説明責任の履行に資する財務情報の提供等を目的として作成するものであるが、国の財務書類の作成の基礎になり得るものでもあることから、行政機関以外の国会、裁判所及び会計検査院においても省庁別財務書類の作成を行うこととした。

(2) 試作基準の構成

省庁別財務書類は一般会計の各省庁分と所管する特別会計を合算したところの財務状況等を提供するものである。省庁別財務書類の試作にあたり、特別会計については、既に「新たな特別会計財務書類の作成基準」が策定されていることから、特別会計については、この基準に基づいた財務書類を使用することとし、今回は、財務書類が作成されていない一般会計の各省庁分の財務書類を作成するための一般会計省庁別財務書類の試作基準及び一般会計の各省庁の財務書類と所管する特別会計の財務書類とを合算するための省庁別財務書類の試作基準について取りまとめを行った。

(3) 財務書類の体系・様式

一般会計においては、特別会計と異なり、業務とは対価関係が明確でない租税収入等を財源として業務実施が行われていることから、一般会計のフローの計算書の体系及び様式について検討を行った。省庁別財務書類の体系としては、特別会計の3財務書類（貸借対照表、業務費用・財源計算書及び区分別収支計算書）の体系とは異なり、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書の4財務書類とすることとし、また、様式についても一般会計の特性を踏まえたものとした。

(4) 一般会計に固有の論点の検討

省庁別財務書類の試作基準の検討に際し、「新たな特別会計財務書類の作成基準」を基礎とし、一般会計に固有の論点について検討を行った。一般会計に固有の主な論点としては以下のものがある。

① 財源の調整

現行の各省庁の所掌事務を前提として財務書類を作成した場合、一般会計の歳入の大半は財務省に計上され、財務省以外の各省庁の収支は大きくマイナスとなることが見込まれる。また、各省庁では資産の取得や補助金等の支出が行われているが、各省庁の支出に見合う収入があるという構成にしないと会計的な整理が困難である。このため、各省庁の歳出決算額と主管の歳入決算額の差額について財源の調整を行うこととした。

② 公債の配分

公債（負債）についても、現行の所掌事務を前提とした場合、財務省に負債計上されることになるが、各省庁は公債金収入を財源として所掌事務を遂行しており、財源の調整とともに、公債についても各省庁に配分して負債計上することが考えられる。しかし、公債の償還の事務は財務省が行っており、各省庁に公債を配分したとしても公債の償還について各省庁は説明責任を果たすことはできず、また、その配分は大幅な仮定計算によらざるを得ないことから、財務書類上、公債を配分することは適当でないとした。

ただし、各省庁の業務に要する財源の一部は公債の発行によって調達が行われ、資金調達コストも生じていること等から、各省庁に帰すべき公債に関する情報を参考情報として示すこととした。

(5) 連結省庁別財務書類の取扱い

各省庁の業務は特殊法人等を通じて行われている場合もあり、各省庁の財務状況の説明責任を果たすためには、国の会計に加え、これらの特殊法人等を連結した財務書類も作成する必要がある。

しかし、一般会計においては、財務書類が作成されておらず、省庁別財務書類の作成は、法律上の会計単位とは異なる各省庁を単位とした新たな取り組みであり、また、試作を踏まえて作成意義等について検討を行うこととされていることから、今般、省庁別財務書類の作成に向けての検討の第一段階として、省庁別の一般会計及び特別会計を合算した財務書類の試作基準を取りまとめることとしたものである。

このため、特殊法人等との連結を行った省庁別財務書類については、試作基準の取りまとめ後において検討を行うこととした。

4．試作の実施等

(1) 試作年度等

省庁別財務書類の試作としては、平成 13 年度末で開始貸借対照表を作成し、平成 14 年度の財務書類を作成する。

(2) 試作基準の見直し

各省庁を単位とした財務書類の作成は、法律上の会計単位とは異なる新たな取り組みであり、また、「公会計に関する基本的考え方」において「省庁別財務書類の試作結果を踏まえて、作成意義等について改めて検討」することとされている。

今後、特殊法人等との連結を行った省庁別財務書類の検討とともに、本試作基準に基づき作成された財務書類等を通じて省庁別財務書類の作成に係る個別の論点等を洗い出し、省庁別財務書類の内容等についても更に検討を行うなど、試作基準の見直しを行う。

目 次

省庁別財務書類の試作基準

第1章	省庁別財務書類の体系等	1
第2章	貸借対照表	2
第3章	業務費用計算書	3
第4章	資産・負債差額増減計算書	5
第5章	区分別収支計算書	6
第6章	注記	9
第7章	附属明細書	11
第8章	参考情報	21

一般会計省庁別財務書類の試作基準

第1章	一般会計省庁別財務書類の体系等	23
第2章	貸借対照表	23
第3章	業務費用計算書	33
第4章	資産・負債差額増減計算書	36
第5章	区分別収支計算書	39
第6章	注記	41
第7章	附属明細書	43
第8章	参考情報	51

省庁別財務書類の試作基準

第1章 省庁別財務書類の体系等

1. 体系

省庁別財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とし、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類（貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書並びに注記、附属明細書及び参考情報）及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された各特別会計の財務書類（貸借対照表、業務費用・財源計算書及び区分別収支計算書並びに注記、附属明細書及び参考情報）を添付する。

なお、特別会計を有しない省庁においては、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類を省庁別財務書類とし、合算すべき特別会計がない旨及び一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となる旨を注記する。

また、合算すべき特別会計を有している省庁においては、特別会計を合算している旨及び合算を行った特別会計（勘定）名等を注記する。

2. 作成単位等

一般会計の所管を作成単位とし、所管別の一般会計及び所管の特別会計を合算して省庁別財務書類を作成する。また、一般会計の所管及び合算を行う特別会計は別紙のとおりとする。

なお、「新たな特別会計財務書類の作成基準」で作成対象となっていない特別会計については、合算する必要はないが、この旨を注記する。

3. 作成方法

省庁別財務書類は、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された財務書類を合算して作成することとなるが、財務書類の体系・様式等が異なっていることから、合算にあたっては、省庁別財務書類の体系・様式に合わせて表示科目等について必要な修正を行う。

4. 作成基準日

省庁別財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間が設けられてない特別会計を除き、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨を注記する。

5. 計数の単位等

省庁別財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位（単位未満切り捨て）をもって表示する。

第2章 貸借対照表

1. 貸借対照表の作成目的等

(1) 作成目的

貸借対照表は、企業会計の考え方及び手法を採り入れることにより、会計年度末において各省庁（所管別の一般会計及び所管の特別会計をいう。以下同じ。）に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

貸借対照表については、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された貸借対照表及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された貸借対照表を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって会計間の債権債務の相殺消去など必要な修正を行うものとする。

2. 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁に固有の表示科目については、適宜、科目を追加する。

貸借対照表

(○年○月○日)

(単位：百万円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	×××	未払金	×××
売掛金	×××	支払備金	×××
有価証券	×××	未払費用	×××
たな卸資産	×××	保管金等	×××
未収金	×××	前受金	×××

未収収益	×××	前受収益	×××
前払金	×××	未経過（再）保険料	×××
前払費用	×××	賞与引当金	×××
貸付金	×××	政府短期証券	×××
その他の債権等	×××	借入金	×××
貸倒引当金	△ ×××	責任準備金	×××
有形固定資産	×××	公的年金預り金	×××
国有財産(公共用財産を除く)	×××	公債	×××
土地	×××	退職給付引当金	×××
立木竹	×××	その他の債務等	×××
建物	×××		
工作物	×××		
機械器具	×××		
船舶	×××		
航空機	×××		
建設仮勘定	×××		
公共用財産	×××		
公共用財産用地	×××	負債合計	×××
公共用財産施設	×××	<資産・負債差額の部>	
建設仮勘定	×××		
物品	×××	資産・負債差額	×××
無形固定資産	×××		
出資金	×××		
資産合計	×××	負債及び資産・負債差額合計	×××

第3章 業務費用計算書

1. 業務費用計算書の作成目的等

(1) 作成目的

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を発生主義により認識し、その内容を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

業務費用計算書については、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成

された業務費用計算書及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された業務費用・財源計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって会計間の繰入を業務費用から控除するなど必要な修正を行うものとする。

2. 業務費用計算書の標準的な様式

業務費用計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁に固有の表示科目については、適宜、科目を追加する。

業務費用計算書

(自：○年○月○日 至：○年○月○日)

(単位：百万円)

○○業務費 ^(注1)	××××
△△業務費 ^(注1)	××××
□□保険給付費 ^(注1)	××××
その他業務費	××××
人件費 ^(注2)	××××
賞与引当金繰入額（又は増加額）	××××
退職給付引当金繰入額（又は増加額）	××××
補助金等 ^(注3)	××××
委託費 ^(注3)	××××
○○特別会計への繰入 ^(注4)	××××
施設整備費 ^(注5)	××××
減価償却費	××××
貸倒引当金繰入額	××××
支払利息	××××
資産処分損益	××××
○○評価損	××××
その他支出	××××
：	××××
本年度業務費用合計	××××

(注1) 「○○業務費」等には、人件費、補助金等及び施設整備費等は含まず、各省庁が

- 所掌する事務・事業の内容を表す適宜の科目で計上する。
- (注2) 「人件費」には共済組合負担金を含む。
- (注3) 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金等については、それぞれ適宜の科目で計上する。
- (注4) 他省庁の所管に属する特別会計への繰入を計上する。
- (注5) 「施設整備費」には、資産計上されるものは含まない。

第4章 資産・負債差額増減計算書

1. 資産・負債差額増減計算書の作成目的等

(1) 作成目的

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成する。

(2) 作成方法

資産・負債差額増減計算書については、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された資産・負債差額増減計算書及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された業務費用・財源計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去など必要な修正を行うものとする。

2. 資産・負債差額増減計算書の標準的な様式

資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

資産・負債差額増減計算書
(自：○年○月○日 至：○年○月○日)

(単位：百万円)

I	前年度末資産・負債差額	××××
II	本年度業務費用合計 ^(注1)	△ ××××
III	財源	××××

主管の財源 ^(注2)	×××
財源の調整 ^(注3)	×××
対価見合収入等	×××
目的税収入等（直入分）	×××
〇〇特別会計からの受入 ^(注4)	×××
IV 無償所管換等	××××
V 資産評価差額	××××
VI その他資産・負債差額の増減 ^(注5)	××××
VII 本年度末資産・負債差額	××××

(注1) 業務費用計算書の本年度末業務費用合計の計数である。

(注2) 「主管の財源」には、各省庁の主管歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行ったものに限る。）から、貸付金回収収入や前年度剰余金受入等の各省庁の資産・負債差額の増減とはならないものを除いた額を計上する。なお、財務省においては、「主管の財源」に代えて「租税及印紙収入」及び「その他の主管の財源」の科目で表示する。

(注3) 財務省においては、「財源の調整」に代えて他省庁に対する財源の調整額を「他省庁への財源の調整」の科目でマイナス表示する。

(注4) 他省庁の所管に属する特別会計からの受入を計上する。

(注5) 資金等に係る資産・負債差額の増減を計上する。

第5章 区分別収支計算書

1. 区分別収支計算書の作成目的等

(1) 作成目的

区分別収支計算書は、各省庁の財政資金の流れと収支状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

区分別収支計算書については、「一般会計省庁別財務書類の試作基準」に基づいて作成された区分別収支計算書及び「新たな特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された区分別収支計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去など必要な修正を行うものとする。

2. 区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁の固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

(自：〇年〇月〇日 至：〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額 ^(注1)		××××
財源の調整 ^(注2)		××××
対価見合収入等		××××
目的税収入等(直入分)		××××
〇〇特別会計からの受入 ^(注3)		××××
前年度剰余金受入 ^(注1)		××××
資金からの受入(予算上措置されたもの) ^(注1)		××××
:		<u>××××</u>
財源合計		××××
2 業務支出		
〇〇業務費 ^(注4)	△	××××
△△業務費 ^(注4)	△	××××
□□保険給付費 ^(注4)	△	××××
その他業務費	△	××××
人件費	△	××××
施設整備に係る支出	△	××××
補助金等 ^(注5)	△	××××
委託費 ^(注5)	△	××××
利息の支払額	△	××××
その他支出	△	××××
〇〇特別会計への繰入 ^(注3)	△	××××

資金への繰入（予算上措置されたもの）	△	××××
：	△	<u>××××</u>
業務支出合計	△	××××
業務収支		××××
II 財務等収支		
公債の発行による収入（注1）		××××
公債の償還による支出	△	××××
政府短期証券の発行による収入（注6）		××××
政府短期証券の償還による支出（注6）	△	××××
借入による収入（注7）		××××
借入金の返済による支出（注7）	△	××××
貸付による支出	△	××××
貸付金の回収による収入		<u>××××</u>
財務等収支		××××
本年度収支		××××
資金からの受入（決算処理によるもの）		××××
資金への繰入（決算処理によるもの）	△	××××
収支に関する換算差額		××××
資金本年度末残高		××××
その他歳計外現金・預金本年度末残高		××××
本年度末現金・預金残高		××××

(注1) 財務省においては、「主管の収納済歳入額」に代えて「租税及印紙収入」、「公債の発行による収入」、「前年度剰余金受入」、「資金からの受入（予算上措置されたもの）」及び「その他の主管の収納済歳入額」の科目で表示する。

(注2) 財務省においては、「財源の調整」に代えて他省庁に対する財源の調整額を「他省庁への財源の調整」の科目でマイナス表示する。

(注3) 他省庁の所管に属する特別会計からの受入又は特別会計への繰入を計上する（ただし、財務等収支に計上するものを除く。）。

(注4)「〇〇業務費」等には、人件費、補助金等及び施設整備費等は含まず、各省庁が所掌する事務・事業の内容を表す適宜の科目で計上する。

(注5)「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

(注6) 政府短期証券のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

(注7) 短期借入金のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

第6章 注記

1. 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ① 外貨建て資産・負債の換算方法
- ② 有価証券の評価基準及び評価方法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法
- ⑤ 引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。）の計上基準及び算定方法
- ⑥ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- ① 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更した場合には、その内容

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の各省庁の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 各省庁の主要な業務の改廃
- ② 各省庁の組織・機構の大幅な変更
- ③ 国の予算措置の重大な変更
- ④ その他重要な後発事象

4．偶発債務等

(1) 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- ② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③ その他主要な偶発債務

(2) 継続費による負担額

継続費については、国会の議決を経て、あらかじめ数年度にわたる債務負担権限と支出権限が付与されており、将来的に支払義務を負うこととなるため、その経費の総額及び年割額について記載する。

(3) 国庫債務負担行為による負担額

国庫債務負担行為については、国会の議決を経て、債務負担権限が付与されており、将来的に支払義務を負うことになるため、国庫債務負担行為による繰越債務額について記載する。

5．追加情報

財務書類の内容を理解するために必要となる次に掲げる事項を記載する。

- ① 合算する特別会計を有していない省庁においては、合算すべき特別会計がない旨及び一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている旨、合算する特別会計を有する省庁においては、特別会計を合算している旨及び合算を行った特別会計(勘定)名
- ② 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
- ③ 貸倒引当金を計上している債権のうち、その徴収の可能性について重大な懸念が生じており又は生じることが見込まれるもののうち、重要と認められるものについては、債権の種類、懸念の内容及び金額
- ④ 厚生年金及び国民年金について、その積立方法、積立金の差額、過去期間に対応した将来給付現価額、会計処理、財源の見込み、算出根拠及びその他参考となる事項
- ⑤ 責任準備金の計上の考え方、計上方法、計算根拠及びその他参考となる事項
- ⑥ 業務費用計算書において、有価証券の処分益や引当金の戻入等が計上されている場合には、その旨及び金額
- ⑦ 各財務書類における表示科目について、その内容等
また、各省庁固有の表示科目については、その根拠法令等
- ⑧ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

貸借対照表の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 会計別の資産及び負債の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの資産及び負債の内訳を記載する。

会計別の資産及び負債の明細（様式例）

	一般会計	〇〇特別会計	△△特別会計	□□特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>	—	—	—	—	—	—
現金・預金						
売掛金						
有価証券						
たな卸資産						
未収金						
：						
<負債の部>	—	—	—	—	—	—
未払金						
支払備金						
：						
<資産・負債差額の部>	—	—	—	—	—	—
資産・負債差額						

(注1) 金額が貸方に生じている場合には、括弧書きで金額を記載する。

(注2) 合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（〇〇特別会計勘定別資産及び負債の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

(2) 資産項目の明細

① 有価証券の明細

満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券について、それぞれ有価証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。また、市場価格がある株式（物納されたものを除く。）については取得原価、時価及び株式数等の明細を、市場価格のない株式（物納されたものを除く。）については純資産額等の明細を記載する。

満期保有目的有価証券の増減の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
・・・						
・・・						
合計						

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

満期保有目的以外の有価証券の増減の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式についての時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	時価	取得原価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				

市場価格のない株式についての純資産額等の明細（様式例）

出 資 先	出 資 金 額 (国有財産 台帳価格)	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政会計計算書
・・・										法定財務諸表

② たな卸資産の明細

「たな卸資産」の種類ごとに増減の明細を記載する。

たな卸資産の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
・・・					
・・・					
合計					

③ 未収金の明細

「未収金」の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未収金の明細（様式例）

内 容	相 手 先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

④ 貸付金の明細

主な貸付先ごとに増減の明細を記載する。

貸付金の明細（様式例）

貸 付 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
・・・					
・・・					
その他					
合計					

⑤ その他債権等の明細

債権の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他の債権等の明細（様式例）

債権の種類	相 手 先	本年度末残高	債権の内容等
・・・			
・・・			
合計			

⑥ 固定資産の明細

「有形固定資産」及び「無形固定資産」の種類ごとに増減の明細を記載する。また、国有財産については、行政財産及び普通財産ごとに区分して明細を作成する。

固定資産の明細（様式例）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
有形固定資産						
：						

無形固定資産						
--------	--	--	--	--	--	--

(注1)「区分」欄は、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に区分する。

(注2) 評価差額は、国有財産台帳の価格改定が行われた年度における評価差額を記載する。

⑦ 出資金の明細

出資先ごとに増減の明細及び純資産額等の明細を記載する。また、市場価格がある株式については、取得原価、時価及び株式数等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

出資金の増減の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式についての時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	時価	取得原価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出 資 先	出 資 金 額 (国有財産 台帳価格)	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政会計計算書
・・・										法定財務諸表

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

「未払金」の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未払金の明細（様式例）

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
・・・		

・・・		
その他		
合計		

② 政府短期証券の明細

政府短期証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。

政府短期証券の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
・・・						
合計						

③ 借入金の明細

主な借入先ごとに増減の明細を記載する。

借入金の明細（様式例）

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
・・・				
・・・				
その他				
合計				

④ 公債の明細

主な種類ごとに増減の明細を記載する。また、償還年次表を作成する。

公債の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
建設公債						
特例公債						
・・・						
合計						

⑤ その他の債務等の明細

債務の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他債務等の明細（様式例）

債務の種類	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
合計		

(4) 資産・負債差額の明細

「資産・負債差額」の内訳のうち、資金及びその他の残高を記載する。

資産・負債差額の明細（様式例）

	本年度末残高
〇〇資金	
□□資金	
その他	
合計	

(5) その他の明細

上記に示した以外の科目で、金額的に重要性がある科目又は各省庁に固有の科目等について明細を作成し、その科目の内容及び増減等を記載する。

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

業務費用計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 会計別の業務費用の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの業務費用の内訳を記載する。

会計別の業務費用の明細（様式例）

	一般会計	〇〇特別会計	△△特別会計	□□特別会計	相殺消去	合算合計
〇〇業務費						
△△業務費						
□□保険給付費						
その他業務費						
人件費						
：						
本年度業務費用合計						

(注1) 金額が貸方に生じている場合には、括弧書きで金額を記載する。

(注2) 合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細(〇〇特別会計勘定別業務費用の明細)については、別葉で同様の様式で作成する。

(2) 補助金等及び委託費等の明細

各省庁から支出された主な補助金等(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等)並びに当該補助金等に該当しない委託費及び交付金等について、会計別に補助金等及び委託費等の内容ごとに区分し、主な相手先、金額、支出目的等の明細を記載する。なお、当該補助金等については、補助金、負担金、その他の利子補給金に区分して記載し、連結対象となる相手先については、その旨を記載する。

補助金等及び委託費等の明細(様式例)

区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金				
負担金				
...				
委託費				
交付金				
...				
合計				

(3) 工事原価又は製造原価の明細

工事原価又は製造原価を計算している省庁においては、工事原価明細書又は製造原価明細書を作成し、事業費、人件費及び旅費等の内訳を明らかにする。

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

資産・負債差額増減計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの資産・負債差額の増減の内訳を記載する。

会計別の資産・負債差額の増減の明細(様式例)

	一般会計	〇〇特別会計	△△特別会計	□□特別会計	相殺消去	合算合計

前年度末 資産・負債差額						
本年度 業務費用合計						
財源						
主管の財源						
：						
無償所管換等						
資産評価差額						
その他増減						
本年度末 資産・負債差額						

(注1) 金額が貸方に生じている場合には、括弧書きで金額を記載。

(注2) 合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（〇〇特別会計資産・負債差額の増減の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

(2) 財源の明細

「主管の財源」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の財源」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の調整」の省庁別内訳の明細を作成する。

(3) 財産の無償所管換等の明細

省庁間における財産の無償所管換等に伴い生じた差額等について、内容、相手先、金額及び所管換等の理由を記載する。

無償所管換等の明細（様式例）

内 容	相 手 先	金 額	所管換等の理由	備 考
財産の無償所管換(受)				
財産の無償所管換(渡)				
財産の交換差額				
実測と帳簿の差額				
・・・				
合計				

(4) 資産評価差額の明細

区分ごとに資産評価差額の増減の明細等を記載する。

資産評価差額の明細（様式例）

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土 地	—			価格改定
建 物	—			価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

（注）価格改定が行われる国有財産（公園及び広場以外の公共用財産を除く。）については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(5) その他資産・負債差額の増減の明細

その他資産・負債差額の増減の内訳の明細を作成する。

4．区分別収支計算書の内容に関する明細

区分別収支計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 会計別の区分別収支の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの区分別収支の内訳を記載する。

会計別の区分別収支の明細（様式例）

	一般会計	〇〇特別会計	△△特別会計	□□特別会計	相殺消去	合算合計
主管の収納済歳入額						
財源の調整						
：						
財源合計						
人件費						
〇〇業務費						
：						
業務支出合計						
貸付による支出						
：						
財務等収支						
本年度収支						

収支に関する 換算差額						
資金期末残高						
：						
本年度末 現金・預金残高						

(注1) 金額が貸方に生じている場合には、括弧書きで金額を記載。

(注2) 合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（〇〇特別会計区分別収支の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

(2) 財源の明細

「主管の収納済歳入額」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の収納済歳入額」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の調整」の省庁別内訳の明細を作成する。

(3) 資金の増減の明細

資金ごとに、増減の明細等を記載する。

資金の増減の明細（様式例）

	前年度末残高	本年度受入	本年度払出	本年度末残高
〇〇資金				
□□資金				
：				
合計				

(4) その他歳計外現金・預金の明細

資金以外の歳計外の現金・預金の明細等を記載する。

その他歳計外現金・預金の増減の明細（様式例）

	金額
前年度末残高	
本年度受入	
・・・	
・・・	
本年度払出	
・・・	
・・・	

本年度末残高	
--------	--

第8章 参考情報

1. 各省庁が経理する業務等についての情報

各省庁の所掌事務の内容、各省庁における会計間の財政資金の流れ、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れのほか、各会計の歳入歳出決算の概要等を作成する。

2. 公債関連情報

各省庁の負債又は業務費用としては認識されていないが、一般会計の財源を補うために発行した公債（建設公債及び特例公債）が各省庁の業務実施の財源となっていることから、以下の公債関連情報を記載する。

なお、各省庁において記載する公債関連情報については、財務省で金額の算定等を行う。

- ① 一般会計の会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額及び当該年度の利払費
- ② ①の額を各省庁の一般会計の資産額及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ③ ①の額を各省庁の一般会計の資産・負債差額及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ④ ①の額を各省庁の一般会計の公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ⑤ ①の額を各省庁の一般会計の当該年度の歳出決算額を基礎として配分したもの

一般会計の所管及び合算対象となる特別会計

所 管	特 別 会 計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び譲与税配付金特別会計 交通安全対策特別交付金勘定
総務省	交付税及び譲与税配付金特別会計 交付税及び譲与税配付金勘定
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政融資資金特別会計 外国為替資金特別会計 国債整理基金特別会計
文部科学省	電源開発促進対策特別会計 ^(注)
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及漁業共済保険特別会計 国営土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計
経済産業省	貿易再保険特別会計 特許特別会計 電源開発促進対策特別会計 ^(注) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 港湾整備特別会計 空港整備特別会計 治水特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計
環境省	

(注) 電源開発促進対策特別会計については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により勘定を区分した財務書類を作成し、それぞれの所管に合算する。

一般会計省庁別財務書類の試作基準

第1章 一般会計省庁別財務書類の体系等

1. 体系

一般会計省庁別財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

2. 作成単位

一般会計の所管を作成単位として、一般会計省庁別財務書類を作成する。

3. 作成に際しての基礎的な計数

一般会計省庁別財務書類は、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数を基礎として作成する。

4. 作成基準日

一般会計省庁別財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間における現金の受払等があった場合には、当該期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨を注記する。

5. 計数の単位等

一般会計省庁別財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位（単位未満切り捨て）をもって表示する。

第2章 貸借対照表

1. 貸借対照表の作成目的等

(1) 作成目的

貸借対照表は、企業会計の考え方及び手法を採り入れることにより、会計年度末において各省庁（国会、裁判所、会計検査院、内閣及び各府省をいう。以下同じ。）に帰属する一般会計の資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 区分等

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「資産・負債差額の部」の3区分とする。

また、資産の部及び負債の部について、特に流動・固定の区分は行わない。ただし、配列については、流動性配列法とする。

(3) 外貨建て資産及び負債の換算

外貨建て資産及び負債については、原則として、会計年度末の為替レートで換算し、その換算方法を注記する。

また、外貨建て資産及び負債の換算差額については、業務費用計算書に計上する。

ただし、外貨建て資産の保有が政策的に要請されているものに係る換算差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

2. 資産項目

資産については、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等、過去の取引又は事象の結果として各省庁に帰属する一般会計の資源であって、これにより将来の業務提供能力又は経済的便益が期待されるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法により計上する。

(1) 現金・預金

手持ち現金、日本銀行預託金、財政融資資金預託金のほか、円貨預け金及び外貨預け金等を「現金・預金」として計上する。

また、供託金、契約保証金等として、各省庁の一般会計が保管しているものについては、各省庁に消費寄託されていることから「現金・預金」として計上する。なお、寄託者からの請求権は「保管金等」として負債の部に計上する。

(2) 有価証券

① 計上対象

各省庁が保有している債券等及び「出資金」として計上されない有価証券を「有価証券」として計上する。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

なお、契約保証金等として国に寄託されている有価証券は、国に所有権が移転していないため計上しない。

② 評価基準

有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。

i 満期保有目的有価証券

満期まで所有する意図をもって保有している債券、いわゆる「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

ii 満期保有目的以外の有価証券

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

(3) たな卸資産

製品、半製品、仕掛品等を「たな卸資産」として計上する。また、原則として、それぞれの種類ごとに取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を注記する。

ただし、時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、回復する見込みがあると認め

られ、時価によって評価しない場合には、その旨、その理由及び時価との差額を注記する。

(4) 未収金

会計年度末における未収入金を「未収金」として計上する。

ただし、たな卸資産の売却に伴う未収金については「売掛金」の科目で計上する。

(5) 未収収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行っている場合、会計年度末において、既に提供した役務に対して未だその対価の支払を受けていないものを「未収収益」として計上する。

(6) 前払金

会計年度末において、未だ提供されていない役務又は物品に対する既支払額を「前払金」として計上する。

ただし、前金払されている公共事業の対価について、膨大な数に上る事業ごとにその執行状況を把握し、分離・区分することが困難な場合には、これを「建設仮勘定」として計上することができる。

(7) 前払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価を「前払費用」として計上する。

(8) 貸付金

貸付先に対する融資残高を「貸付金」として計上する。

(9) その他の債権等

① 特別会計繰入未収金

特別会計からの過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に財源の繰入等について、法令により金額等が具体的に規定されているものについては、これを「特別会計繰入未収金」として計上する。

なお、本未収金は、主管歳入に計上する省庁において計上する。

② 特別会計繰戻未収金

特別会計への繰入金で、繰入金に相当する金額が繰り戻されること及び繰り戻されるべき具体的金額(又は算出方法)が法令により規定されているものについては、「特別会計繰戻未収金」として計上する。

なお、本未収金は、主管歳入に計上する省庁において計上する。

③ その他の債権等

各省庁の一般会計に帰属する上記以外の債権等については、「その他の債権等」として計上する。

ただし、金額的に重要性があるもの及び一般会計の各省庁で固有のものについては、「その他の債権等」ではなく独立の科目で表示する。

(10) 貸倒引当金

売掛金、未収金及び貸付金等の債権に対しては、個々の債権の事情に適した合理的な基準により貸倒見積高を算定し、「貸倒引当金」として計上する。ただし、合理的な基準により難い特別の事情がある場合には、過去3年間の実績に基づいて算定することができる。

貸倒引当金については、その計上基準及び算定方法のほか、貸倒引当金の計上対象となっている債権の状況等について注記する。

(11) 有形固定資産

有形固定資産については、その種類ごとに表示科目を設け計上する。

また、有形固定資産は管理客体ごとに管理法規が定められていること等から、それぞれの目的に応じた評価方法により計上する。また、減価償却の方法について注記する。

① 国有財産（公共用財産を除く）

公共用財産（公園及び広場を除く。以下同じ。）を除く国有財産については、国有財産台帳によってその価額が管理されていることから、これを基礎として貸借対照表計上額を決定する。非償却資産については、国有財産台帳価格で計上する。また、償却資産については、価格改定年度以外の年度においては、減価償却費が台帳価格に反映されていないことから、価格改定に適用される減価償却の方法（定率法）により減価償却費相当額を算出し、国有財産台帳価格から当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳価格改定後の価額（価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

また、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に表示科目を設定する。

なお、売却を前提としている国有財産については、これを「たな卸資産」として計上する。

② 公共用財産

公共用財産のうち、国の所有となるものについて、施設の耐用年数にわたる過去の用地費や事業費等を累計（累積）することにより取得原価を推計し計上する。

非償却資産である公共用財産の用地部分については、施設の耐用年数分の用地費等を累計（累積）した額を貸借対照表価額とする。

償却資産である公共用財産の施設部分については、過去の事業費等を累計（累積）することにより資産価額を推計し、更に定額法により減価償却費相当額を算出し、当該資産価額から、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。償却資産の耐用年数は「国の貸借対照表作成の基本的考え方」と同様のものとする。

また、事業費の累計（累積）にあたっては、国の事業費のほか、地方公共団体等の負担がある場合には、地方公共団体等の負担分を推計し、これも合算した上で事業費を累計（累積）する。

③ 物品

取得価格又は見積価格が50万円（防衛庁防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具（除自動車）については300万円）以上の重要物品を「物品」として計上する。また、物品管理簿の記載価格を基礎とし、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。ただし、物品を多数保有するなどの理由により、減価償却相当額控除後の価額で計上することが困難である省庁においては、取得価格で計上し、減価償却を行っていない旨を注記する。

なお、減価償却の方法については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価額を取得原価の10%とした定額法とする。

(12) 無形固定資産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権等の無体財産権のほか、電話加入権やソフトウェアを「無形固定資産」として計上する。また、減価償却の方法について注記する。

① 国有財産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権、著作権等の無体財産権については、国有財産台帳価格で計上する。

地上権等の用益物権については、非償却資産として償却を要しないが、その他の償却資産は償却を行うこととし、実施料等の見積価格で国有財産台帳に計上されているものについては、実施料等相当額を償却し、当該実施料相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳

価格改定後の価額（価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

② 電話加入権

電話加入権については、取得原価で計上する。ただし、取得原価が判明しないものについては、現在の取得価格に相当する金額（72,000円）で計上する。

③ ソフトウェア

ソフトウェアについては、研究開発費に該当しないソフトウェア制作費について、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計）を資産価額とし、定額法による減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

(13) 出資金

国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。

「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

また、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「出資金」のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

この出資先の財政状態について、行政コスト計算書を作成している特殊法人及び認可法人においては、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づいて作成された貸借対照表によって出資金の実質的価値を算出する。

なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。

3. 負債項目

負債については、未払金、政府短期証券、借入金、公債及び退職給付引当金等、過去の取引又は事象に起因する各省庁の一般会計の現在の義務であって、その履行により、将来の業務提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。

(1) 未払金

会計年度末までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し又は合理的に見積もることができるものを「未払金」として計上する。

(2) 未払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものを「未払費用」として計上する。

(3) 前受金

会計年度末において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものを「前受金」として計上する。

(4) 前受収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、会計年度末において、未だ提供していない役務に対し支払を受けた対価を「前受収益」として計上する。

(5) 賞与引当金

期末手当・勤勉手当については、会計年度末までの期間に対応する部分を「賞与引当金」として計上し、その計上基準及び算定方法について注記する。

(6) 政府短期証券

財務省証券については、残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額とし、「政府短期証券」として計上する。

債券発行差金は、財務省証券の発行期間にわたって償却を行い、債券発行差金の償却分については、業務費用計算書において「支払利息」等として計上する。

(7) 借入金

財政融資資金及び民間金融機関等からの借入残高を「借入金」として計上する。

また、貸付金の原資としての特別会計からの受入金のうち、将来的には貸付金の原資を受け入れた特別会計へ戻すことが予定されているものについては、「貸付金財源受入金」として計上する。

(8) 公債

公債については、残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額とし、「公債」として計上する。

債券発行差金は、公債の発行期間にわたって償却を行い、債券発行差金の償却分については、業務費用計算書において「支払利息」等として業務費用計算書に計上する。

(9) 退職給付引当金

① 退職手当に係る退職給付引当金

退職手当のうち既に労働提供が行われている部分については負債として認識し、「退職給付引当金」として計上する。計上額については、期末要支給額方式で算定する。

なお、特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金等についても計上することとし、特殊法人等からの出向者に係る退職給付引当金については計上を要しない（特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金の計上は、一般会計において負担することとなる者を対象とし（負担関係が不明な場合は、一般会計の負担とする。）、この場合の俸給は、引き続き国の職員として在職していたと仮定した場合の俸給で算定するものとする。）。

また、退職給付引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

② 恩給給付費

恩給給付費のうち、一般会計の負担に係る将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

③ 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

なお、各省庁において整理資源の算出は困難なことから、財務省において計算された額を計上する。

④ 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金については、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

(13) その他の債務等

① 特別会計繰入未済金

特別会計への過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に特別会計に繰り入れ

るべきものについて、法令の規定により金額等が具体的に規定されているものについては、これを「特別会計繰入未済金」として計上する。

なお、本未済金は、歳出予算に計上する省庁において計上する。

② 特別会計繰戻未済金

特別会計からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令で規定されているものについては、繰戻未済額を「特別会計繰戻未済金」として計上する。

なお、本未済金は、歳出予算に計上する省庁において計上する。

③ その他の債務等

各省庁の一般会計に帰属する上記以外の債務等については、「その他の債務等」として計上する。

ただし、金額的に重要性があるもの又は各特別会計で固有のものについては、「その他の債務等」ではなく独立の科目で表示する。

4. 資産・負債差額

貸借対照表における資産と負債の差額については「資産・負債差額の部」として整理する。なお、資産・負債差額の部については、その内訳は表示せず、「資産・負債差額」の科目で一括計上する。

5. 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、一般会計の各省庁に固有の表示科目については、適宜、科目を追加する。

貸借対照表
(○年○月○日)

(単位:百万円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	×××	未払金	×××
売掛金	×××	未払費用	×××
有価証券	×××	保管金等	×××
たな卸資産	×××	前受金	×××
未収金	×××	前受収益	×××
未収収益	×××	賞与引当金	×××
前払金	×××	政府短期証券	×××
前払費用	×××	借入金	×××

貸付金	×××	公債	×××
その他の債権等	×××	退職給付引当金	×××
貸倒引当金	△ ×××	その他の債務等	×××
有形固定資産	×××		
国有財産(公共用財産を除く)	×××		
土地	×××		
立木竹	×××		
建物	×××		
工作物	×××		
機械器具	×××		
船舶	×××		
航空機	×××		
建設仮勘定	×××		
公共用財産	×××		
公共用財産用地	×××	負債合計	×××
公共用財産施設	×××	<資産・負債差額の部>	
建設仮勘定	×××	資産・負債差額	×××
物品	×××		
無形固定資産	×××		
出資金	×××		
資産合計	×××	負債及び資産・負債差額合計	×××

第3章 業務費用計算書

1. 業務費用計算書の作成目的等

(1) 作成目的

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を発生主義により認識し、その内容を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 業務費用計算書の考え方

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い当該年度に発生した費用を発生主義により認識し、その内容を形態別に示すものである。

なお、業務費用計算書は、資産・負債差額の減少要因のうち、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を計算し、この計算結果である「本年度業務費用合計」は、資産・

負債差額の増減を明らかにする資産・負債差額増減計算書に連動することとなる。

(3) 作成方法

業務費用計算書は、歳入歳出決算の計数から、施設整備費のうち資産計上される部分等を控除するほか、発生主義により把握する経過勘定項目、減価償却費及び引当金等の非資金取引を修正すること等により作成する。

2. 業務費用計算書の計上項目

(1) 業務費用項目

① 業務実施に伴い発生した費用・損失

各省庁の所掌する範囲内において、各省庁の業務実施に伴い当該年度に発生した費用及び損失を計上する。

② 資産の処分損益等

有価証券、国有財産及び物品等の売却損益及び除却損等を計上（処分益はマイナス項目として計上）し、処分益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

③ 引当金等の戻入額等

貸倒引当金、賞与引当金及び退職給付引当金等の戻入額（又は減少額）をマイナス項目として計上し、戻入額（又は減少額）が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

④ 評価差額等

評価差額等のうち、外貨建て資産及び負債（政策的に保有しているものを除く。）の換算差額並びにたな卸資産、有価証券及び出資金の強制評価減に係る評価差額を計上（換算差益はマイナス項目として計上）し、換算差益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

(2) 業務費用計算書には計上しないもの

資産・負債差額の減少となるもの又は歳出決算として計上されるものであっても、以下のものは業務費用計算書には計上しない。

① 資産及び負債の評価差額

資産及び負債の評価替えに伴い発生した評価差額のうち、資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」として計上するものについては、業務費用計算書には計上しない。

② 無償所管換（渡）等

省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少に伴い生じた差額については、法令に基づいて所管換えが行われること等から、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」として計上し、業務費用計算書には計上しない。

③ 資金（積立金）への繰入

財政法第44条の資金と一般会計との受払いについては、歳入歳出を通して行われるが、過去の業務実施に充てられた不足財源の補填または翌年度以降の業務実施に係る財源のプールであり、当該年度における業務実施に直接充てられるものではなく、これにより資産・負債差額の増減は生じないため、資金への繰入れについては業務費用計算書には計上しない。

3. 業務費用計算書の標準的な様式

業務費用計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、一般会計の各省庁で固有の表示科目については、適宜、科目を追加する。

業務費用計算書

（自：〇年〇月〇日 至：〇年〇月〇日）

（単位：百万円）

〇〇業務費 ^(注1)	××××
△△業務費 ^(注1)	××××
その他業務費	××××
人件費 ^(注2)	××××
賞与引当金繰入額（又は増加額）	××××
退職給付引当金繰入額（又は増加額）	××××
補助金等 ^(注3)	××××
委託費 ^(注3)	××××
〇〇特別会計への繰入 ^(注4)	××××
施設整備費 ^(注5)	××××
減価償却費	××××
貸倒引当金繰入額	××××
資産処分損益	××××
〇〇評価損	××××

その他支出	××××
：	××××
本年度業務費用合計	××××

(注1)「〇〇業務費」等には、人件費、補助金等及び施設整備費等は含まず、各省庁が所掌する事務・事業の内容を表す適宜の科目で計上する。

(注2)「人件費」には共済組合負担金を含む。

(注3)「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

(注4) 他省庁の所管に属する特別会計への繰入を計上する。

(注5)「施設整備費」には、資産計上されるものは含まない。

第4章 資産・負債差額増減計算書

1. 資産・負債差額増減計算書の作成目的等

(1) 作成目的

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成する。

(2) 資産・負債差額増減計算書の考え方

業務費用と財源の間には、企業会計の費用と収益と同様の対応関係が存在していないこと等から、業務費用と財源を同じ計算書において対応させ、その差額の計算を行うことは適当でないと考えられる。このため、資産・負債差額の増減要因のうち、業務費用計算書に計上されないものについて、資産・負債差額増減計算書において、要因別に示すものである。

なお、資産・負債差額増減計算書は、貸借対照表の資産・負債差額の増減要因を開示する財務書類であることから、前年度末と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額と連動することとなる。

2. 資産・負債差額増減計算書の計上項目

(1) 資産・負債差額増減項目

① 本年度業務費用合計

資産・負債差額の増減要因のうち、業務費用計算書で表示・計算された「本年度

業務費用合計」を計上する。

② 財源

各省庁の業務実施の財源として「主管の財源」及び「財源の調整」を計上する。

「主管の財源」としては、各省庁の主管歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行ったものに限る。）から、資産・負債差額の増減項目とはならない資産の処分に係る収入及び貸付金回収収入等を除いた額を計上する。

また、主管歳入のうち、資金からの受入や前年度剰余金受入については、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れているものであることから、財源としては計上しない。ただし、租税収入等については、国税収納金整理資金から純額が歳入として計上されていることから、これを財源として計上する。

「財源の調整」としては、各省庁の歳出の決算額（支出済歳出額）と主管の歳入決算額（収納済歳入額）との差額を計上する。

③ 無償所管換等

一般会計の省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減については、資産・負債差額の減少要因であるが、法令に基づいて所管換えが行われること等から、各省庁の業務実施に伴い発生した費用として整理することは適当でないと考えられるため、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」として計上する。また、財産の無償所管換（受）等については、資産・負債差額の増加要因であることから、同様に「無償所管換等」として計上する。

なお、無償所管換等は純額で計上し、その増減等は附属明細書で記載する。

④ 資産評価差額

外貨建て資産（その保有が政策的に要請されているもの）の換算差額、有価証券及び出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額について、「資産評価差額」として計上する。

なお、資産評価差額は純額（本年度発生額と戻入額の差額）を計上し、その増減等は附属明細書で記載する。

⑤ その他資産・負債差額の増減

資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について、「その他資産・負債差額の増減」として計上する。

(2) 財源とは整理しないもの

① 資金からの受入

資金からの受入のうち、本年度の業務実施の財源とはなっているが、このうち前

年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れているものについては、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

② 前年度剰余金受入

前年度剰余金受入は、本年度の業務実施の財源とはなっているが、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものであり、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

3. 資産・負債差額増減計算書の標準的な様式

資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、一般会計の各省庁で固有の表示科目については、適宜、科目を追加する。

資産・負債差額増減計算書
(自：○年○月○日 至：○年○月○日)

(単位：百万円)

I	前年度末資産・負債差額	××××
II	本年度業務費用合計 ^(注1)	△ ××××
III	財源	××××
	主管の財源 ^(注2)	×××
	財源の調整 ^(注3)	×××
IV	無償所管換等	××××
V	資産評価差額	××××
VI	その他資産・負債差額の増減 ^(注4)	××××
VII	本年度末資産・負債差額	××××

(注1) 業務費用計算書の本年度末業務費用合計の計数である。

(注2) 「主管の財源」には、各省庁の主管歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行

ったものに限る。) から、貸付金回収収入や前年度剰余金受入等の各省庁の資産・負債差額の増減を生じさせないものを除いた額を計上する。なお、財務省においては、「主管の財源」に代えて「租税及印紙収入」及び「その他の主管の財源」の科目で表示する。

(注3) 財務省においては、「財源の調整」に代えて他省庁に対する財源の調整額を「他省庁への財源の調整」の科目でマイナス表示する。

(注4) 資金等に係る資産・負債差額の増減を計上する。

第5章 区分別収支計算書

1. 区分別収支計算書の作成目的等

(1) 作成目的

区分別収支計算書は、各省庁の財政資金の流れと収支状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

区分別収支計算書は、歳入歳出決算の計数を業務収支と公債等に係る財務等収支の区分に並び替えること等により作成する。

また、「本年度収支」の下で、歳計外の資金及び供託金、契約保証金及び資金の残高を計上する。これにより、区分別収支計算書の「本年度末現金・預金残高」と貸借対照表の「現金・預金」の計数は一致することとなる。

2. 資金区分の内容

区分別収支計算書における区分の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務収支

業務収支として、租税収入等の各省庁の業務実施の財源の状況及び業務実施に伴う収支の状況を開示する。

① 財源

各省庁の業務実施の財源として、「主管の収納済歳入額」及び「財源の調整」を計上する。

なお、「財源の調整」は、各省庁の歳出の決算額（支出済歳出額）と主管の歳入決算額（収納済歳入額）との差額を計上する。

② 業務支出

各省庁の業務実施に伴う支出については、業務内容ごとに区分し、形態別の表示

科目でその内容を開示する。

(2) 財務等収支

公債や借入金等に関する収支について、「財務等収支」の区分に計上する。

3. 区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

(自：○年○月○日 至：○年○月○日)

(単位：百万円)

I	業務収支		
1	財源		
	主管の収納済歳入額 ^(注1)		××××
	財源の調整 ^(注2)		<u>××××</u>
	財源合計		<u>××××</u>
2	業務支出		
	○○業務費 ^(注3)	△	××××
	△△業務費 ^(注3)	△	××××
	その他業務費	△	××××
	人件費	△	××××
	補助金等 ^(注4)	△	××××
	委託費 ^(注4)	△	××××
	施設整備に係る支出	△	××××
	その他支出	△	××××
	:	△	<u>××××</u>
	業務支出合計	△	<u>××××</u>
	業務収支		××××
II	財務等収支		
	公債の発行による収入 ^(注1)		××××

公債の償還による支出	△	××××
貸付による支出	△	××××
貸付金の回収による収入		<u>××××</u>
財務等収支		××××
本年度収支		××××
翌年度歳入繰入		××××
収支に関する換算差額		××××
資金本年度末残高		××××
その他歳計外現金・預金本年度末残高		××××
本年度末現金・預金残高		××××

(注1) 財務省においては、「主管の収納済歳入額」に代えて「租税及印紙収入」、「公債の発行による収入」、「前年度剰余金受入」、「決算調整資金からの受入」及び「その他の主管の収納済歳入額」の科目で表示する。

(注2) 財務省においては、「財源の調整」に代えて他省庁に対する財源の調整額を「他省庁への財源の調整」の科目でマイナス表示する。

(注3) 「〇〇業務費」等には、人件費、補助金等及び施設整備費等は含まず、各省庁が所掌する事務・事業の内容を表す適宜の科目で計上する。

(注4) 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

第6章 注記

1. 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ① 外貨建て資産・負債の換算方法
- ② 有価証券の評価基準及び評価方法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

- ⑤ 引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く。）の計上基準及び算定方法
- ⑥ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2．重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- ① 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更した場合には、その内容

3．重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の各省庁の一般会計の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 各省庁の主要な業務の改廃
- ② 各省庁の組織・機構の大幅な変更
- ③ 国の予算措置の重大な変更
- ④ その他重要な後発事象

4．偶発債務等

(1) 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- ② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③ その他主要な偶発債務

(2) 継続費による負担額

継続費については、国会の議決を経て、あらかじめ数年度にわたる債務負担権限と支出権限が付与されており、将来的に支払義務を負うこととなるため、その経費の総額及び年割額について記載する。

(3) 国庫債務負担行為による負担額

国庫債務負担行為については、国会の議決を経て、債務負担権限が付与されており、将来的に支払義務を負うことになるため、国庫債務負担行為による繰越債務額について記載する。

5．追加情報

財務書類の内容を理解するために必要となる次に掲げる事項を記載する。

- ① 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
- ② 貸倒引当金を計上している債権のうち、その徴収の可能性について重大な懸念が生じており又は生じることが見込まれるもののうち、重要と認められるものについては、債権の種類、懸念の内容及び金額
- ③ 業務費用計算書において、有価証券の処分益や引当金の戻入等が計上されている場合には、その旨及び金額
- ④ 各財務書類における表示科目について、その内容等
また、各省庁固有の表示科目については、その根拠法令等
- ⑤ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

貸借対照表の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 資産項目の明細

① 有価証券の明細

満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券について、それぞれ有価証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。また、市場価格がある株式（物納されたものを除く。）については取得原価、時価及び株式数等の明細を、市場価格のない株式（物納されたものを除く。）については純資産額等の明細を記載する。

満期保有目的有価証券の増減の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
.....						
.....						
合計						

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

満期保有目的以外の有価証券の増減の明細（様式例）

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
.....							
.....							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式についての時価等の明細 (様式例)

銘柄	株式数	時価	取得原価	貸借対照表計上額
...				
...				

市場価格のない株式についての純資産額等の明細 (様式例)

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計 からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
...										行政会計計算書
...										法定財務諸表

② たな卸資産の明細

「たな卸資産」の種類ごとに増減の明細を記載する。

たな卸資産の明細 (様式例)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
...					
...					
合計					

③ 未収金の明細

「未収金」の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未収金の明細 (様式例)

内 容	相 手 先	本年度末残高
...		
...		
その他		
合計		

④ 貸付金の明細

主な貸付先ごとに増減の明細を記載する。

貸付金の明細（様式例）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
・・・					
・・・					
その他					
合計					

⑤ その他債権等の明細

債権の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他の債権等の明細（様式例）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
・・・			
・・・			
合計			

⑥ 固定資産の明細

「有形固定資産」及び「無形固定資産」の種類ごとに増減の明細を記載する。また、国有財産については、行政財産及び普通財産ごとに区分して明細を作成する。

固定資産の明細（様式例）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
有形固定資産						
：						
無形固定資産						

（注1）「区分」欄は、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に区分する。

（注2）評価差額は、国有財産台帳の価格改定が行われた年度における評価差額を記載する。

⑦ 出資金の明細

出資先ごとに増減の明細及び純資産額等の明細を記載する。また、市場価格がある株式については、取得原価、時価及び株式数等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							

・・・							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式についての時価等の明細 (様式例)

銘柄	株式数	時価	取得原価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				

市場価格のない出資金の純資産額等の明細 (様式例)

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計 からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政会計計算書
・・・										法定財務諸表

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

「未払金」の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未払金の明細 (様式例)

内 容	相 手 先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

② 政府短期証券の明細

政府短期証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。

政府短期証券の明細 (様式例)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
・・・						
合計						

③ 借入金の明細

主な借入先ごとに増減の明細を記載する。

借入金の明細（様式例）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
・・・				
・・・				
その他				
合計				

④ 公債の明細

主な種類ごとに増減の明細を記載する。また、償還年次表を作成する。

公債の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
建設公債						
特例公債						
・・・						
合計						

⑤ その他の債務等の明細

債務の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他債務等の明細（様式例）

債務の種類	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
合計		

(3) 資産・負債差額の明細

「資産・負債差額」の内訳のうち、資金及びその他の残高を記載する。

資産・負債差額の明細（様式例）

	本年度末残高
〇〇資金	
その他	
合計	

(4) その他の明細

上記に示した以外の科目で、金額的に重要性がある科目又は各省庁に固有の科目等について明細を作成し、その科目の内容及び増減等を記載する。

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

業務費用計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 組織別の業務費用の明細

予算・決算における組織ごとの業務費用の内訳を記載する。

組織別の業務費用の明細（様式例）

	〇〇本省	[組織名]	[組織名]	[組織名]	合計
〇〇業務費					
△△業務費					
その他業務費					
人件費					
：					
本年度業務費用 合計					

(注1) 金額が貸方に生じている場合には、括弧書きで金額を記載する。

(注2) 複数の組織を有しない省庁は作成を要しない。

(2) 補助金等及び委託費等の明細

各省庁から支出された主な補助金等（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等）並びに当該補助金等に該当しない委託費及び交付金等について、補助金等及び委託費等の内容ごとに区分し、主な相手先、金額、支出目的等の明細を記載する。なお、当該補助金等については、補助金、負担金、その他の利子補給金に区分して記載し、連結対象となる相手先については、その旨を記載する。

補助金等及び委託費等の明細（様式例）

区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金				
負担金				
・・・				
委託費				

交付金				
・・・				
合計				

(3) 工事原価又は製造原価の明細

工事原価又は製造原価を計算している省庁においては、工事原価明細書又は製造原価明細書を作成し、事業費、人件費及び旅費等の内訳を明らかにする。

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

資産・負債差額増減計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 財源の明細

「主管の財源」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の財源」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の調整」の省庁別内訳の明細を作成する。

(2) 財産の無償所管換等の明細

会計間等における財産の無償所管換等に伴い生じた差額等について、内容、相手先、金額及び所管換等の理由を記載する。

無償所管換等の明細（様式例）

内 容	相 手 先	金 額	所管換等の理由	備 考
財産の無償所管換等(受)				
財産の無償所管換等(渡)				
財産の交換差額				
実測と帳簿の差額				
・・・				
合計				

(3) 資産評価差額の明細

区分ごとに資産評価差額の増減の明細等を記載する。

資産評価差額の明細（様式例）

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土 地	—			価格改定

建 物	—			価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産（公園及び広場以外の公共用財産を除く。）については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

- (4) その他資産・負債差額の増減の明細
 その他資産・負債差額の増減の内訳の明細を作成する。

4．区分別収支計算書の内容に関する明細

区分別収支計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

(1) 財源の明細

「主管の収納済歳入額」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の収納済歳入額」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の調整」の省庁別内訳の明細を作成する。

(2) 資金の増減の明細

資金ごとに、増減の明細等を記載する。

資金の増減の明細（様式例）

	前年度末残高	本年度受入	本年度払出	本年度末残高
〇〇資金				
□□資金				
：				
合計				

(3) その他歳計外現金・預金の明細

資金以外の歳計外の現金・預金の明細等を記載する。

その他歳計外現金・預金の増減の明細（様式例）

	金 額
前年度末残高	
本年度受入	
・・・	

・・・	
本年度払出	
・・・	
・・・	
本年度末残高	

第8章 参考情報

1. 各省庁が経理する業務等についての情報

各省庁の所掌事務の内容、会計間の財政資金の流れ、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れのほか、各省庁の一般会計の歳入歳出決算の概要等を作成する。

2. 機会費用

業務費用計算書の業務費用としては認識されていないが、各省庁が業務を実施する上での国民の負担と考えられるコスト（以下「機会費用」という。）を記載する。

機会費用として、特別会計から無利子の財源として受け入れた受入金の会計年度末残高に、当該年度末における10年利付国債の利回りを乗じることにより算出する。

3. 公債関連情報

各省庁の一般会計の負債及び業務費用としては認識されていないが、一般会計の財源を補うために発行した公債（建設公債及び特例公債）が各省庁の業務実施の財源となっていることから、以下の公債関連情報を記載する。

なお、各省庁において記載する公債関連情報については、財務省で金額の算定等を行う。

- ① 会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額及び当該年度の利払費
- ② ①の額を各省庁の資産額及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ③ ①の額を各省庁の資産・負債差額及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ④ ①の額を各省庁の公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したもの
- ⑤ ①の額を各省庁の当該年度の歳出決算額を基礎として配分したもの

4. 特殊な資産を有する外局の財務書類の作成

防衛庁（防衛本庁及び防衛施設庁）では、特殊な資産を保有しており、また、その金額も大きいことから、内閣府においては、防衛庁分の財務書類を参考情報として作成する。

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会 名簿

	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	伊藤 眞	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	岩田 一政	日本銀行副総裁
	塩野 宏	東亜大学通信制大学院教授
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 芳夫	(社)日本経済団体連合会専務理事
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	房村 精一	法務省民事局長
委員長	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	宮口 定雄	日本税理士連合会専務理事
	宗岡 徹	ソニー株式会社年金企画部担当部長

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会
公企業会計ワーキンググループ 名簿

(座長)	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
	内山 英世	朝日監査法人代表社員
	梶川 融	太陽監査法人代表社員
	木村 琢磨	千葉大学法経学部助教授
	黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	佐々 誠一	あずさ監査法人代表社員
(座長代理)	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	藤原 清明	(社)日本経済団体連合会経済本部財政グループ長
	宗岡 徹	ソニー株式会社年金企画部担当部長
	森田 祐司	監査法人トーマツ パブリックセクターパートナー
	吉岡 伸泰	日本銀行企画室企画第二課長
(オブザーバー)	土居 丈朗	財務総合政策研究所主任研究官・ 慶應義塾大学経済学部客員助教授

省庁別財務書類の検討状況

公会計基本小委員会（及び 公企業会計小委員会）

1	平成 15 年 9 月 5 日	公会計に関する今後の進め方等
2	10 月 23 日	新たな特別会計財務書類、省庁別財務書類についての主要論点
3	11 月 28 日	省庁別財務書類についての主要論点
4	12 月 12 日	試作基準

公企業会計小委員会 及び 公企業会計ワーキンググループ

1	平成 15 年 9 月 18 日	省庁別財務書類の作成目的、主要な検討項目等
2	10 月 17 日	省庁別財務書類についての主要論点、特殊法人等との連結
3	11 月 14 日	省庁別財務書類についての主要論点、試作基準
4	12 月 5 日	試作基準

公企業会計ワーキング・グループ

1	平成 15 年 9 月 26 日	歳入等の各省庁への配分、国庫勘定、財務書類の体系等
2	10 月 2 日	省庁別財務書類の位置付け、公債の配賦、財務書類の体系等
3	10 月 10 日	財務書類の体系等
4	10 月 23 日	財務書類の様式等、特殊法人等との連結
5	10 月 28 日	財務書類の様式等、特殊法人等との連結
6	11 月 4 日	財務書類の様式・注記等
7	11 月 7 日	財務書類の様式、試作基準
8	11 月 18 日	試作基準
9	11 月 26 日	試作基準
10	12 月 2 日	試作基準